

ピラフルフェンエチルに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和3年5月12日～令和3年6月10日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 2通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>「発がん性試験において、マウスに肝細胞腺腫の軽度な増加が認められた」のであれば、国民の健康をつかさどる省庁であれば当然禁止すべきだが「発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものではないと考えられ、評価に当たり閾値を設定することは可能」とし、濃度が低ければ残留しても良しとするのは、はなはだ疑問。</p> <p>農薬取締法によれば、原則人畜に被害をもたらすおそれがある場合は農薬登録はできないが、実態上は『適切な農薬使用のもとであれば、安全係数 100 で除しているのだから「被害のおそれはない』』として、ほぼ全部の申請農薬が登録を許されてきている。省令で法の趣旨が損なわれている典型的な事例。</p> <p>承認農薬の成分数だけで 1,842 種、添加物（829 種）、畜産物中の抗生物質・ホルモン剤、遺伝子組換え（食品で 380 種、飼料で 100 種）、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字になる。</p> <p>そのような状況にも関わらず、影響審査の段階では単品の成分で影響を確認するに留まっている。</p> <p>複合影響の検証方法が確立されるまで新規の承認を停止、残留基準はゼロとするとともに、既存の基準値もすべて安全係数を 1,000 に設定して基準を厳しくすべき。</p> <p style="text-align: right;">同趣旨他 1 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。 ・マウスを用いた発がん性試験において、肝細胞腺腫の増加が認められましたが、遺伝毒性試験の結果から生体において問題となる遺伝毒性は認められなかったことから、当該腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、本剤の評価にあたり、閾値を設定することは可能であると考えました。 <p>本剤の評価においては、各試験で得られた無毒性量を基にヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差を考慮した安全係数 100 で除して許容一日摂取量（ADI）を設定しております。また、各試験において単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから急性参照用量（ARfD）については設定する必要がないと判断しております。食品安全委員会は、今回設定した ADI に基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の化合物へのばく露については、現段階では、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）や JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされて

	<p>いることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none">・農薬の登録及び残留基準に関するご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省及び厚生労働省に情報提供いたします。
--	---

※頂いたものをそのまま掲載しています。